

「東京都排水設備工事責任技術者」新規登録申請のご案内

登録するための要件

責任技術者として登録するためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

① 排水設備工事責任技術資格者であること

- 東京都下水道局が実施する「排水設備工事責任技術者資格認定共通試験」に合格した者又は更新講習を修了した者で、登録申請する時点で資格が有効期間内であること。
- 資格の有効期間は、試験に合格した翌年の4月1日から5年間です。引き続き資格の認定を受ける場合は、更新講習を受講する必要があります。更新講習を修了すると、資格が5年間延長されます。

② 申請者が以下のいずれにも該当していないこと

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 破産者であって復権を得ない者
- (3) 条例の規定による届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行した者で、当該事実のあったときから2年を経過しない者
- (4) 条例の規定により登録を取り消されてから2年を経過しない者

手続きの流れ

① 申請書類を請求する

下記の業務受託者に、電話で登録申請書類をご請求ください。

[東京都下水道局 業務受託者]
東京都下水道サービス株式会社
東京都下水道局責任技術者受付担当
電話番号 03(3241)0818 (直通)
受付時間 9時から17時まで (土日祝祭日を除く)

② 必要書類を用意する

- お手元に申請書類が届きましたら、同封されている案内に従って、必要書類等をご用意ください。
- ※ 新規登録には、手数料3,100円が必要です。指定の振込依頼書をお送りしますので、郵便局でお振り込みください。

③ 申請書類を郵送する

業務受託者に申請書類を郵送してください。詳細は、同封されている案内をご確認ください。

④ 排水設備工事責任技術者証が発行される

書類審査後、排水設備工事責任技術者証を郵送でお届けします。